

イスにおけるエコロジー憲法の展開

前原清隆

はじめに

- 一、パイオニアとしてのベルン憲法
- 二、イス憲法学とエコロジー憲法原理
 - (一) 被造物の尊厳—自然の憲法的位置づけ
 - (二) 将来世代の権利
- 三、連邦憲法全面改正とエコロジー憲法原理
 - (一) 将来世代に対する責任、永続可能性
 - (二) 基本権のエコロジー的制約
 - (三) エコロジー評議会
- 四、カントン憲法改正の動向—ザンクト・ガレン憲法
 - (一) 永続可能性
 - (二) 被造物に関する責任

(三) 基本義務

(四) 教育における責任

(五) 永続可能性評議会

おわりに

はじめに

ヨーロッパの心室。ペーター・ヘルベルレは、スイスをそう位置づけている。⁽¹⁾ たんに地理的な意味で、スイスがヨーロッパの中心部に位置することをこう呼んだわけではない。憲法の領域で、ヨーロッパという全身に新鮮な血液を送り出す役割をスイスがはたしていると、ヘルベルレは評価しているのである。本稿は、エコロジー憲法の分野に即して、スイスがヨーロッパの心室になぞらえられるゆえんをさぐる。連邦憲法の全面改正をめぐる議論を中心に、カントン憲法の動向にもふれたい。

ところでエコロジー憲法とは何か。本稿ではさしあたり、エコロジーを構成原理とする憲法という意味でこれを用いる。そのさいエコロジーとは、「生物」とそれを取り巻く環境との関係を研究する生物学の一分野。しかし、公害反対や自然保護運動の高揚とともに〈環境保護〉を意味するようにも広く用いられるようになり」と、ある事典の説明にしたがい、本稿においても環境保護という広い意味を念頭に置いてこれを用いる。なお別の事典では、「環境科学にして生活運動」としてのエコロジーは、「植物や動物、それと土の三者間の有機的な結びつきができる

生態系の営みのなかに人間社会を位置づける活動」と理解される⁽³⁾。そのさい「生態系の営みのなかに人間社会を位置づける」ということの射程は、「人間の自然界における位置を徹底的に相対化」することにまで及ぶ可能性がある⁽⁴⁾。このことは、エコロジー憲法のあり方にもかかわりあいがある。

ではエコロジーの憲法原理とは何か。本稿ではさしあたり、ドイツ語圏の文献を参考に作業を進める。たとえばルドルフ・シュタインベルクは、エコロジー的立憲国家の憲法原則として、以下の諸要素を提示している。自然的生活基盤の保護、その客觀法的表現としての国家および市民による保護義務、主觀的権利としての表現としての環境権、動植物の尊重、資源・エネルギー・土地などの節約、所有権の制限、研究の自由の限界、さらに代表制秩序に対する挑戦として、エコロジー評議会とエコロジー的抵抗権である。

クラウス・ボッセルマンは、憲法原理としてのエコロジーをつぎのように描く。エコロジー原理も、法治國家原理および社会國家原理に対応して憲法原理を表現する。エコロジーの憲法原理としての意義は、我々の子孫と人間以外の生命に対する責任を要求することのなかにある。社会的法治国家からエコロジー的法治国家への展開は、つぎのことによって行われる。すなわち、エコロジー的法治国家がエコロジー的同権の擁護に対する義務を引き受けること、自然に対する尊重が個人または集団の権利の内容と範囲を決定するようには基本法と国家組織が修正されること、および自然を犠牲にした自由の行使はもはや許されないという限りで、国家と市民のエコロジー的義務づけによって現行の自由（研究の自由、所有権の保障など）が制限または具体化されることによってである。かくしてボッセルマンによれば、憲法の次元でエコロジー的法治国家の構成要素として示されるのは、基本権のエコロジー的制約であり、具体的には自然の固有価値性および所有権のエコロジー適合的概念である。国家組織の次元で示されるのは、具体的にはエコロジー評議会の構想である。

エコロジー憲法を構成する要素としてさしあたりこれらの点を念頭において、スイスの憲法と憲法学を管見すると、これらの諸要素がそこに確かな位置を占めていることを確認することができる。

一、パイオニアとしてのベルン憲法

スイスにおけるエコロジー憲法の展開において、連邦憲法とカントン憲法との間およびカントン憲法相互間の相互作用、すなわち相互の学習と受容のプロセスという意味で、最も影響力をもつたとされるのは、一九九三年に全面改正されたベルン憲法である。⁽⁶⁾ベルン憲法の思想は、新連邦憲法に採り入れられ、近年全面改正をみたカントン憲法も、ベルン憲法に続いているとされる。ベルン憲法の成果として指摘されているのは、基本権保障、社会的権利と社会的目標との区別、民主的手段の拡充などとともに、ほかならぬ「環境憲法」分野における新しい諸原則である。環境憲法とは、本稿で言うエコロジー憲法の別言であり、動植物とその生息域および自然的生活基盤にかかり、その保護と保全に向けられた規定で、そのなかにはプログラム的規定、権限規範、一般原則または基本権を定めた規定が含まれるとされる。関連条項を示す。

前文は、憲法制定の意図として、すべての者が「被造物に対する責任」のなかで共に生きる共同体の形成をあげている。一般原則の章では、義務に関する条項で、「将来世代に対しても自己決定の権利を保障するための共同責任」を各人に課している。基本権の章では、基本権の限界に関する条項で、人間の生命および健康、民主的権利の行使、または「環境に対する回復不能な損害」が問題になる場合の、基本権の留保が定められている。基本権各論におけるその具体化として、教育および学問の自由条項では、「学問、研究および教授にたずさわる者の、人間、動

物および植物の生命の不可侵および生命の基盤に対する責任」が規定されている。教育・研究に関しては、公的任務の章でも、教育目標として「環境に対する責任意識の強化」があげられている。環境保護条項は、公的任務の章に含まれる。「自然環境は、現在および将来の世代のために健全に保全されなければならない。国家および私人は、できるだけ自然環境に負荷を与えないように活動しなければならない」、「自然的生活基盤の利用は、その再生能力および利用可能性の保障の範囲内でのみ許される」、「カントンおよびゲマインデは、危害および負荷を及ぼす影響から人間および自然環境を保護するため配慮する。さらにカントンは、遺伝子技術のプロセスおよび産物に伴うと考えられる危険からの保護のために配慮する」、「カントンおよびゲマインデは、動物界および植物界ならびにその生息域を保護する」、「環境保護措置の費用は、原因者原理に基づいて負担することを通例とする」の五ヵ条である。さらに、環境保護に配慮した国土・建築計画、環境適合的でエネルギー節約型の交通秩序、環境適合的なエネルギー供給、水・エネルギーの節約型利用、汚水の環境適合的な浄化、利用可能な廃棄物の環境適合的な処理を掲げている。

こうしてベルン憲法は、憲法の必須の構成要素とされてきたテーマに、将来世代に対する責任、環境法におけるその帰結としての永続可能性原則の規定を新しくつけ加えるという、「インパルス機能」を果たしたのである。⁽⁷⁾ベルン憲法の注釈書で環境憲法を担当した故ペーター・サラディンは、その原則として、「永続可能性」、「優越性」、「周到性」を見ている。サラディンによれば、環境憲法はベルン憲法の「本質的で傑出した構成要素」であるだけでなく、ベルン憲法においては環境保護が憲法の「全体を貫く課題」なのである。そのことによつてベルンの制憲者は、まさに環境憲法でバイオニアの役割を果たしたとされる。⁽⁸⁾

一、イスラム教とヒロジー憲法原理

(一) 被造物の尊厳—自然の憲法的位置づけ

被造物の尊厳 (*Würde der Kreatur*) という世界的にも注目に値する規定がイスラム憲法に登場したのは、九二一年の遺伝子技術および生殖医療に関する国民投票によって旧イスラム連邦憲法に第二四条の九が採択されたことによってである。連邦は、動物、植物およびその他の生物の胚および遺伝形質の取り扱いに関する規則を制定する。そのさい連邦は、被造物の尊厳と人間、動物および環境の安全を考慮し、動物界および植物界の遺伝的多様性を保護する」(第三項) というものである。

この憲法改正がわが国に紹介されたのは、小林武教授によつて「生けるものの価値」と訳出されたのが初めてかと思われる。⁽⁹⁾ 小林教授は、論文の対象となつた期間における憲法改正のなかで注目されるもののひとつとして、「二四条の九は、遺伝子処理・体外受精など現代医学の展開のもたらす問題に対応して、生殖・遺伝技術の濫用からの人間および生物の保護を定めた」ことをつとに指摘されていた。だがこの規定の意義については、さらにたち入つて見ておく余地がある。

じつはこの概念に対しては、革新的憲法原則さらにはコペルニクス的転回とまでの位置づけが与えられている。⁽¹⁰⁾ 「被造物の尊厳」という文言が憲法において用いられた前例としては、アーレルガウの一九八〇年憲法において、研究の自由が「被造物の尊厳の尊重」によって限界づけられた例があるだけである。しかしこペルニクス的転回とさえ呼ばれるゆえんは、もちろん文言の新奇さだけにあるわけではない。

わが国で最も影響力をもつた憲法概説書のひとつは、イスラム憲法の動物保護規定（出血前に麻痺させる）となく

動物を殺すことの禁止)を、「実質的意味の憲法」としての性質を有しない憲法規定の典型としてあげていた。それに対し、小林教授や樋口陽一教授は、それが特定の（ユダヤ教徒の）宗教的慣行の禁止を意味するにほかならなかつたことに注意を喚起することによって、規定の意味を読み直した。⁽¹¹⁾

被造物の尊厳規定は、私見によれば「生物の保護」の再度の読み直しを必要とするように思われる。すなわちこれまで、憲法に自然に関する規定が置かれたとしても、たとえば漁業や狩猟を可能とする動物界の維持のように、それはあくまでも人間の利益のためであつた。それに対して最近、自然が人間によつて利用され同時に保護されるのは、人間のためだけではなく、自然自体のためでもあるとの考え方が、広がりと重要性を増しつつあるとされる。憲法における自然の位置づけが、変化しつつあるのである。⁽¹²⁾

その流れの中でとくに注目に値するのが、ベルン憲法だとされる。それは自然を明示的にそれ自体のために保護することは断念しているし、「被造物の尊厳」を直接的に語つてゐるわけではない。にもかかわらずサラデインは、これが「新たな次元」に足を踏み入れたものとして特に注目に値すると指摘する。新たな次元とは、時間の次元での永続性原理のみならず、「人間が責任を引き受けるべき、固有の価値をもつカテゴリーとしての、自然環境の承認」である。⁽¹³⁾

トマス・フライナーも、被造物の尊厳規定は動物保護条項を「特別の仕方で」補完するものだと述べている。そしてその特別の仕方とは、それが純粹に人間中心主義的な思考から自然とのパートナーシップ的な思考へと通じているという意味であり、それは「新しい時代の開始」を告げるものであり、被造物の尊厳概念は「未来を指し示す憲法概念」だとされる。⁽¹⁴⁾

被造物の尊嚴規定に対してコペルニクス的転回とまでの評価が与えられるゆえん、そして「生物の保護」の読み

直しの必要と筆者が指摘したゆえんもまた、このような意味で理解されることを要する。⁽¹⁶⁾

(二) 将来世代の権利

エコロジー憲法の本質的構成要素として、将来世代に対する責任の観念がある。スイスでは、八四年にアルフレッド・ケルツとヨルク・パウル・ミュラーにより作成されその生態学的因素が特徴とされた連邦憲法改正案にすでに将来世代に対する責任規定がおかれていた。⁽¹⁷⁾

さらに進んで、将来世代の権利を論じた先駆的構想としてスイスのみならず、ドイツ語圏において重要な位置を占めているのが、サラデインの同名書である。⁽¹⁸⁾ サラデインによれば、現行法においては将来世代の権利はほとんどふれられてもいない。しかし一方では法の歴史のなかで、権利主体の範囲はたえず拡大してきた。他方では現在の人間の行動は長期的な影響の可能性を有しており、人間が未来を抹殺してしまいかねないことを認識するならば、人間の歴史および動物・植物の歴史は今や人間の当為・責任の対象とならねばならず、将来世代の権利が今日緊急の問題となっている。かくしてサラデインらは、将来の立法における将来世代の権利の規定に伴う諸問題を検討する。

そのさいサラデインの議論の前提には、「責任原理」に関するハンス・ヨナスの思想に基づかれた、人権の本質に関する洞察がある。⁽¹⁹⁾ すなわちサラデインにおいては、人権は権利と義務との結合としてのみ正当化されるのだが、将来世代の自由と権利、生存の唯一の公算は、責任の優位であり、したがつて将来の人間の実質的な自由のためには、現在の人間の自由に対して、より強力な制限をつけ加えなくてはならない。そして現代および将来の基本権の危機に向けて、人間の尊厳の原理と責任の原理を中核とする基本権理論が展開されなくてはならない。その方

向性の一つとして、「責任を伴った自由」＝「隣人のための自由」をあげ、「受託者としての基本権行使」を基本権行使の基本原理とする。⁽²⁾本稿のテーマにかかわっては、自然の基本権の承認、将来世代の基本権の私たち現代人にによる受託的行使が、このカテゴリーのもとで導かれることになる（「時における隣人」）。

サラデインは、将来世代にも人間の尊厳に値する存在の権利を保障し、将来世代の行動の余地を過度に狭めないように私たち現代人を義務づけるために、現代人を未来人の権利の番人として位置づける。そして、将来の人間の基本的権利が、それに対応する現在の市民および国家の責任とともに、憲法において承認され規定されるべきであるとする。サラデインらによる将来世代の権利とは、基本権の要素と、基本義務および国家目標（国家の任務）の要素との複合と考えられている。それゆえ将来世代の権利から私たちにとって生じるのは、責任であり基本義務ということになる。さらにサラデインは、宣言されるべき「将来世代の権利」を導く。ここで問題となる権利は、将来世代が有するあれこれの権利ではない。それは、世代間の共同生活および人間の尊嚴の原理によって求められる、個人と集団の自律に対して長期的影響を与える危険に対して向けられた権利、私たちが私たちの技術的手段を通じてたえず破壊しましたは少なくとも阻害することができる人間の自律の物的前提にかかる、今日の私たちに對して特殊に向けられた権利、危険に應える権利である。⁽²⁾

将来世代は、それらの権利を第三者すなわち代理人または受託者によつて行使するのであり、将来の人間の権利に関する包括的な配慮が、公行政の責任とされる。具体的には、環境保護法における環境適合性審査とのアナロジー（Um- und Nachwelt）で、「後世適合性審査」の導入が主張される。同時に「後世の保護のためのオンブズマン」にも言及される。

以上のようなサラデインの所説は、ドイツ語圏における先駆的業績であるが、伝統的な法学的思考からは異論も

容易に提出可能である。すなわち、権利主体性を人格性と不可分とし、人格性は具体的に存在する場合にのみ認められるとする立場を厳守すれば、現在世代に対する関係で、将来世代の存在の権利や、将来世代に負担を課す帰結の極小化を求める権利を導き出すことはできないとされることになる。⁽²²⁾

ともあれ、ケルツ・ミュラーーやサラデインらの構想を嚆矢として、スイスではベルンとそれに続くカントン憲法さらに連邦憲法で、将来世代に対する責任が憲法に実定化されるにいたつた。

三、連邦憲法全面改正とエコロジー憲法原理

一九九年四月一八日の国民投票によって成立した一八七四年の連邦憲法の全面改正は、本質的には「改訂」すなわち現在妥当している成文および不文の憲法を現代の用語で整理して改訂することと枠づけられていた。だが議会討議のなかで、憲法の「現代化」が語られるようになり、より良い未来の克服を展望するスイスの国家理念を明らかにすることが「新」憲法の課題だと考えられた。⁽²³⁾

このなかで、将来世代に対する責任、被造物に対する責任、永続可能性といった、エコロジー憲法を構成する要素が明文化されたことが注目される。かくして、ベルン憲法を特色づける構成要素であつた「環境憲法」という概念が、今や連邦憲法においても明白に見てとれる」ととなつたのである。⁽²⁴⁾

(一) 将来世代に対する責任、永続可能性

カントン憲法とは異なり、旧連邦憲法には将来世代への言及はなかつた。九五年の連邦参事会草案にも、改訂の

こととて将来世代に対する責任や永続可能性の文言は見られなかつた。草案ではまた、旧憲法の環境保護規定や国土計画、水、森林、自然および郷土の保護、漁業および狩獵、動物保護に関する諸条項が「環境および国土計画」という新たな一節にまとめられてはいるが、環境保護規定の内容自体は旧憲法のままであつた。これに対し意見聴取手続きのなかで、前文にエコロジーの問題、永続可能性原理を採用すべき旨の提案が、政党その他の団体等から出された。⁽⁴⁾

これを受けて九六年の連邦参事会報告は、将来世代に対する責任の規定が多方面から要求されており、それは永続可能な発展の思想と密接に結び付いてゐるとして、「永続可能性と将来世代に関する責任の原理の信奉は、基本的決定として明らかに憲法的価値を有する」と述べている。⁽⁴⁾かくして、連邦参事会草案は前文で、憲法制定の意図として「将来世代に対する責任」に言及し、連邦の目的として自然的生活基盤の永続的保護への尽力をあげた。⁽⁴⁾さらに九七年の国民院および全邦院の憲法委員会による各草案においても、前文で「被造物に対する責任」、「将来世代に対する義務」が明記された。さらに本文では連邦の目的として、「永続可能な発展」（国民院）、「自然的生活基盤の永続的保護」（全邦院）があげられた。九八年一月、連邦両院合同会議が開催され、連邦創設一五〇周年という時期における連邦憲法改正問題の重要性が強調されたが、連邦参事会閣僚（法務大臣）アーノルド・コラーは、前文の説明のなかで、「前文は憲法の精神を凝縮したかたちで表現するもの」だとの理解を示したうえで、「前文は、将来への、将来世代へのまなざしを開いて、永続可能性の原理を信奉している」と述べた。

国民投票に付される最終草案は、九八年一二月に連邦議会において決議された。最終草案もまず前文に、憲法制定の意図として被造物に対する責任、将来世代に対する責任を明記した。本文では、第一部「通則」において、連邦の目的として永続可能な発展、自然的生活基盤の永続的保護に尽力することが掲げられた（二条）。自然的生活基

盤の保全は、対外関係においてイスイスが貢献すべき目標のひとつとしても新たに明示された（五四条）。なお「被造物の尊厳」への考慮は、「住居、労働、社会保障および健康」の節中、「人間以外の領域における遺伝子技術」に関する条項において、引き続き規定されている（一一〇条二項）。人間の領域における生殖医療および遺伝子技術に関しては、クローケン人間の禁止が明文化（一一九条二項）されている。

（一）基本権のエコロジー的制約

将来世代に対する責任や永続可能な発展の憲法規定化は、個別基本権のあり方に対しても影響を与えるはずである。以下、基本権のエコロジー的制約の問題について、学問の自由と所有権に即して略述する。

学問の自由について、旧憲法は明文規定を有しなかつたが、表現の自由、教育の自由から解釈を通じて導かれ、したがつて不文憲法と考えされていた。したがつて連邦参事会の改訂憲法草案の当初から、学問の自由の独自規定化は提案されていた。

これに対する政党・団体等の意見聴取手続きにおいては、学問研究の社会的・倫理的責任や限界の規定を求める提案などが提出された。連邦参事会の報告では、学問の自由の限界に関して、人間の尊厳、人格の保護など、他の基本権と抵触する場合があげられ、生殖医療や遺伝子技術に言及されている。国民院の九七年草案には、社会民主党、緑の党を中心とする議員らによる、「研究の自由は、人間および共同世界 (Mittelwelt) に対する責任の範囲内で保障される」との少数意見が記されている。議会の討議でこの少数派は、生物化学大量殺戮兵器の開発のための研究等は望まないと述べつつ、環境などは基本権の存立およびとりわけ行使の基礎であり前提なのだから、これは制約というよりむしろ枠にすぎないと発言した。法務大臣は、すべての基本権は参事会草案に修正付加された個人

的および社会的責任の要請に服するのであるから、本条においてのみこの原則をくり返す必要はないとして否決を求めた。国民投票に付される最終草案では、学問の教授および研究の自由規定（二〇条）に、上記の点は盛り込まれなかつた。

所有権の保障に関しては、とくに社会的義務づけや補償のあり方の憲法規定化が議論の対象となつた。連邦参事会草案に対する意見聴取手続きにおいては、所有権の社会的義務づけや環境に対する責任の採用を求める意見が提出された。連邦参事会報告は、明文規定は断念したと述べつつも、憲法の体系的解釈においては、所有権は環境保護などの目的と結びつけてのみ理解されるのだから、所有権の行使はこうした公共の利益を考慮しなければならないことは明白だと述べている。^④ 国民院憲法委員会草案の所有権条項にも、社会民主党、緑の党を中心とする議員らによる、「所有権は、他人、社会および自然的生活基盤に対して義務を負う」との少数意見が記されている。議会の討議においてこの少数派は、ここでの問題は所有権の社会的義務づけであり、自然および将来世代に対する責任、永続可能性原理が含まれていると述べている。そしてたとえば土地法問題において、利益考量の意味で、所有権の社会的義務づけのみならず、永続可能性への義務づけに考慮が払われるべきだなどと主張している。そのさい学問の自由の制約に関してと同様、これは所有権の制限と言つより所有権に内在し所有権の書き改めである、それゆえ何ら「革命的」などではないと述べている。法務大臣は、少数意見には同調しなかつた。それは、第一に学問の自由についてと同様の理由、第二に所有権のエコロジー的制約の明文規定をおかなくとも、所有権の社会的義務づけ、永続可能性に対する義務づけは連邦参事会も認めていたと考えたからである。結局、最終草案にはこの点でも格別の規定はおかれなかつた。

(三) エコロジー評議会

連邦憲法の全面改正論議にコミットして、エコロジー評議会の設置も提唱された。エコロジー評議会とは、前出のサラディンらが将来世代の権利を論じるなかで言及した、「後世の保護のためのオンブズマン」の制度化と理解することができよう。連邦憲法改正案のかたちをとった経済学者ハンス・クリストフ・ビンスヴァンガード（ザンクト・ガレン大学経済とエコロジー研究所）による提案を以下に掲げる⁽⁶⁾。

1. エコロジー評議会は、環境に適合的で長期間を指向した経済のありかたを強調することを目的として、自然と環境の代弁者として、スイス連邦の法定立に協力する。
2. エコロジー評議会は、学問的業績と定まった評価により証明されたエコロジー問題の専門家二四名で構成される。任期は七年である。選任は連邦議会により行われ、うち一二名の構成員は定まった評価を有する環境関係団体の提案に基づき、その他の一二名は議会の会派の提案に基づき選任される。各会派から提案される候補者の数は、各会派の人数にしたがう。
3. エコロジー評議会は、永続可能性の確保に関するテーマおよび提案を隨時議題とすることができます。評議会はかかる提案を連邦参事会に対しても提出することができ、連邦参事会はそれについて意見を表明しなければならない。評議会は、あらゆる法律案および予算案について意見表明および修正提案の権利を有する。議会の委員会および本会議は、評議会の要求があつた場合には聴聞を行わなければならない。連邦参事会はこの意見表明を考慮して決定を行う。
4. 環境関連の分野における命令の制定は、エコロジー評議会の同意のもとに行われるものとする。

5. エコロジー評議会は、永続可能な経済のありかたにかかわりかつ連邦の権限に属する原則的問題に対する意見表明をするよう、連邦議会および連邦参事会により求められることがある。
- エコロジー評議会には、学術事務局が配置される。

連邦憲法の最終草案は、将来世代に対する責任、被造物に対する責任、永続可能性といったエコロジーの憲法原理を構成する要素を憲法規定化した。しかしその一方で、学問の自由、所有権といった個別基本権のエコロジー的制約には踏み込まなかった。エコロジー評議会の設置も盛り込まれることはなかつた。これらの要素と近代憲法の原理との間には、旧憲法の改訂という枠内には收まりきらない緊張関係があつたと理解すべきであろうか。

ならば逆に、それらの憲法規定化の意義ははたしてまだどこにあるだろうか。マルティン・ベルチとトマス・ゲヒターは、『改訂』憲法の新力点¹²³と題された新憲法の共同研究において、今回の改訂憲法がとくに前文と二条の目的条項、六条の責任条項で、新しい原理や目標を採用したことについて、それらは法的内容に乏しい、充足しない願望を市民に抱かせるに過ぎない、「美辞麗句」にとどまるのかと問題をたてている。彼らの答えは、否である。彼らによれば、永続可能性の原理には、基本的で包括的な意義が帰属する。それは、二重に地平をきり拓くものだとされる。すなわち、時間の次元をきり拓くとともに、後の世代の未知の利害にかかわって、自然の尊重をも求めていいるという意味である。言い換えれば、永続可能性原理は、自然の権利および将来世代の権利へと通じる本質をもつ。それらが権限や個人の請求権の根拠となるものでないことは認めつつも、他の規範の解釈や具体化において考慮され、そのことを通じて、法の適用や定立において一定の方向づけの機能をはたすとするのである。インパルス規範または継続的立法者委託と、彼らはそれを呼んでいる。結局、新憲法はエコロジー憲法の確かな展望

を示したもの、それはなお未完の構想であり続いていると言つべきであろう。³³⁾

四、カントン憲法改正の動向—ザンクト・ガレン憲法

カントン憲法における最も早い時期の環境規定としては、六〇年代に改正された二トヴァルデンおよびオプヴァルデンのそれがある。両憲法とも、自然および郷土の保護に関する規定をおいている。連邦憲法に環境保護規定が導入されのは、七一年の国民投票によつてであった。七〇年代には、フランス語圏のカントン、ジュラ、ヴォー（ヴァート）においても、全面改正により環境保護規定が導入された。

八〇年代以降は、さらに多くのカントンにおいて憲法改正が行われるが、環境保護規定がより詳細なものになつてゐる。とくにアールガウ憲法（八〇年）、バーゼル農村部憲法（八四年）、ゾロトゥルン憲法（八六年）は、三〇四カ条を有している。このほかウーリ憲法（八四年）、トゥールガウ憲法（八七年）、グラールス憲法（八八年）の改正においても、環境規定が導入されている。八〇年代の憲法においてこのように詳細な環境保護規定が登場する背景としては、前述の八四年にケルツリミュラーによつて作成され「緑の憲法草案」と呼ばれた連邦憲法全面改正草案をあげることができよう。

こうした流れのなかでひときわ大きな影響力をもつたのがベルン憲法であつたことは、すでに本稿冒頭で紹介した。ベルン憲法の影響を特に強く受けたカントン憲法としては、九五年のアペンツェル・アウサーローデン憲法があげられる。さらにティチーノ（九七年）、ヌシャテル（ノイエンブルク）（二〇〇〇年）、ザンクト・ガレン（二〇〇一年）、シャフハウゼン（二〇〇一）、ヴォー（ヴァート）（二〇〇三）、グラウビュンデン（二〇〇三）、フリブー

ル（フライブルク）（1904年）、チューリヒ（1905年）でも、カントン憲法の全面改正が行われ、それぞれ豊富で興味深い環境憲法を有している。なお上記のはかバーゼル都市部およびルツェルンにおいても全面改正が進行中であり、前者では1905年10月30日に国民投票が実施され承認された。

ここでは、紙幅の関係でザンクト・ガレン憲法についてのみ取り上げる。冒頭で言及したヘーベルレは、ザンクト・ガレン大学の客員教授でもあり、同憲法への言及を参照することができるからである。先行するベルン憲法や連邦憲法との関連、および新憲法の基礎となつた各種草案からの変化等にも留意しつつ、そのエコロジー規定の特徴を見ていく。

（一）永続可能性

環境保護は当初から、新憲法に盛り込まれるべき重要なテーマのひとつとして位置づけられていた。そのさい、その観点が各所に反映されていたことが注目される。すなわち、いくつかの原則は、憲法の「全体を貫く原則」とされ、その原則として、自己責任、補完性、連帶、経済性とともに、永続可能性の原理があげられた。⁽³⁾

最も初期の作業グループの最終テーマは、「任務遂行の原則」の項目で、国による任務の遂行が、補完性、連帶、経済性ほかの原則とともに、「永続可能性」の原則を考慮して行われるべきこと、同時に、どの原則も他の原則を考慮することなく適用されることはないとしている。そして、憲法においては環境保護に関する原則条項が国の任務より前置されるとの原則を掲げていた。この点は、たんなる配列順にとどまらない意味をもつっていたと思われる。そのうえで、環境保護の項目では、環境に適合した行動の奨励、永続可能性、原因者負担原理、事前配慮原理、生息域の保護が憲法に規定されるべき旨が盛り込まれていた。

九七年の参事会による要綱は、自然的生活基盤の保護および発展のための配慮を、「公的任務」の項目に掲げていた。なおここで用いられている「配慮」というタームは、「保障」と違い、任務の充足を求めて直接提訴可能な請求権は存在しないとのテーマも掲げられていた。

九八年の意見表明草案では、環境保護は「国家目標」に位置づけられ、自然環境の保全（一六条 a 項）、自然的生活基盤の再生能力の維持（b 項）、原因者負担原則（c 項）が列挙された。また国の任務の原則として、自然的生活基盤の保護、維持が掲げられた。憲法委員会による草案の解説は、国家目標および国の任務について、「新たな道」を歩むものだとしたうえで、環境保護の国家目標について、環境保護に関して承認された原理を規定したものだとしていた。

九九年の憲法委員会報告は、一六条 a 項は事前配慮原理、b 項は永続可能性の原理、c 項は原因者負担原理を採用しているとしていた。なお b 項にいう自然的生活基盤のなかには、動物、植物およびその他の生物の遺伝形質も含まれるとされた。環境保護の国家目標、とりわけ b 項は、生活基盤を保全するという個人の基本義務を補完するものと位置づけられていた。

最終的には、環境保護は国家目標として規定された。そのさい注意すべき点として、第一に、国家目標の原則に関する規定に、国家目標からは国家の給付を直接請求することはできない旨が明記されたことがある。第二に、意見表明草案では保護の対象が「自然環境の保護」とされていたのが、投票草案では「人間および自然環境」とされたことがある。

永続可能性原理は、八四年バーゼル農村部の憲法において初めて規定され、九三年のベルン憲法、九五年のアペンツエル・アウサーローデン憲法、そして九九年の連邦新憲法においても規定されることによって、スイスの環境

法の基本原理を構成するに至っている¹⁴⁸。ある論者は、あらゆる環境関連法に織り込まれた「赤い糸」と、これを称している¹⁴⁹。もつとも、それは司法審査にまじむものではなく、個人の法的請求権を直接基礎づけるものではないとされる¹⁵⁰。ザンクト・ガレン新憲法の永続可能性規定も、その点でそれと異なるところはない。

（二）被造物に関する責任

被造物に関する神への責任は、前文において言及されている。参加プロセスにおいて、前文に含まれるべき準拠価値として、人間がより上位の体系の下に位置する存在であること、神や神の創造物とのかかわり、歴史と未来への関連づけ、あるいは環境保護などが提起され、さまざまな前文案が提起された。憲法委員会による意見表明草案においては、「人間共同体およびすべての被造物に関する神への責任」が採用された。意見表明においては、とくに神への言及について賛否両論の意見が寄せられた。最終的には、草案の表現が受け入れられた。

被造物に対する責任は、上で見たように、ベルン憲法前文においても言及されていた。そして被造物とは、人間の手によって造られたのではないすべてのもの、すなわち神の作品、人間と共に生きるもの、つまり環境を意味する¹⁵¹と考えられた。

ヘルベルトは、この被造物と将来世代に対する責任という概念にとって、ヨナスの「責任倫理」が不可欠のコンテクストであることを指摘するとともに、「未来を指し示す新たな次元」をそこに見いだしている¹⁵²。その意味で、ザンクト・ガレン憲法前文も、この責任倫理に立脚した、未来を指し示す新たな次元を継承したと見るべきであろう。

(三) 基本義務

つぎに、ザンクト・ガレン新憲法が、基本権とともに、「基本義務」を表題として掲げていることに注目される。

基本義務とは、直接憲法に由来する、市民のとくに重要な義務とさしあたり定義される。⁽⁴⁰⁾ 基本義務の概念は、ベルン憲法でも連邦憲法でも用いられてはいない。しかしへルン憲法は、義務に関する条項で、「共に生きる人間に對する責任および将来世代に対しても自己決定の権利が保障されるための共同責任」を規定している。ベルン憲法の義務規定は、前文における「被造物に対する責任」を明示的に繰り返すことはしていないが、「共に生きる人間に對する責任および将来世代に対しても自己決定の権利が保障されるための共同責任」には、自然環境に配慮する義務が含まれると解釈された。⁽⁴¹⁾

また連邦憲法も、自己責任と社会的責任に関する条項で、「国家と社会における課題の克服のために寄与する」社会的責任を規定している。この責任規定も、基本義務の理念との結びつきが指摘されている。⁽⁴²⁾ 方向づけ、アピールおよび統合という、基本義務に属する機能が、ここに具象的に表現されているのである。⁽⁴³⁾ さらに責任倫理の流れのなかで、人間の普遍的な義務の呼びかけが連邦憲法に採用されたものという見方があることなどくに注目したい。

基本義務については、じつは政府テーマの段階（九七年）では、一般的な憲法上の基本義務がカントン憲法に含まれるべきとはされておらず、のみならず基本義務に関する立法者に対する授権への言及においても、災害や非常時における労働の提供義務について記しているのみであった。その理由としては、そうした義務は、宣伝効果しかなく、例外を明確に規定していないから、問題なしとしないからということが指摘されていた。

しかし憲法委員会による意見表明草案（九八年）において初めて、さまざまな方向の責任が書きこまれる。第二

章「基本権、社会的権利、裁判に関する権利」に、「義務」の項目がおかれ、原則に関する規定において、「共同体および生活基盤に関する共同責任」が定められるのである。これに関する説明では、「永続可能性の原則に伴う自然に対する責任」の重要性が指摘されている。意見表明に関する報告と評価によれば、意見表明では、義務規定の少なさに対する批判はあったが、納税の義務や軍事に関する義務を除いて、具体的な提案はなかつたとされる。しかし、国民投票に付される最終的な憲法委員会草案（一九九年）では、第二章は標題も「基本権、基本義務および法治國家の行為の原則」となり、「基本義務」の項目のもとに、「生活基盤の保全に関する共同義務」が規定された。

憲法委員会が憲法草案とともに提出した報告は、草案がザンクト・ガレン国家の確認済みの基本的決定や原則だけではなく、個々の分野で、イス全体から見ても重要な新しい点をもつてゐる述べている。そして草案のコンセプトおよび重要な基本決定のひとつとして、各人が基本権とならんと、共同体に関する一定の責任を基本義務としてもつことをあげている。

さらに報告が、生活基盤の保全義務について、自然に対し法主体性や固有の権利を認めることに代わるものと述べていることは、注目に値する。その意味で、ザンクト・ガレン新憲法の基本義務規定は、前文の「すべての被造物に関する責任」を本文でも確認し、それを「基本義務」というカテゴリーで表現したことと、ベルン憲法の環境責任の考え方を押し進めたと言えよう。

他方、ドイツにおいても困難な問題とされている基本義務の概念に対しては、法的なあいまいさという批判があることも、承知しておくべきであろう。ベルン憲法の制定過程において、自然保護の特別の基本義務というコンセプトが退けられていたこととも、このこととかかわると思われる。

(四) 教育における責任

初期の作業グループのテーマにおいては、「基本権」の部分で、教育および学問の自由の項目として、学説と研究の自由の保障条項が採用されるべき旨と併せて、人間、動物、植物およびそれらの生活基盤に対する責任が尊重されるべき旨が盛り込まれていた。また「社会的権利」の部分で、子どもの保護および教育の項目があげられ、「社会目標」の部分で、教育の項目があげられていた。さらに「教育」の部分でも、原則および目標の項目で、責任感をもった人間の育成があげられているが、ここでの責任の中身としては、前出の人間、動物、植物およびそれらの生活基盤に対する責任も前提とされていると見て良いであろう。

成立した憲法においては、学問の教授と研究の自由は、連邦憲法に基づく基本権として列挙され、教育に関するものは、国家目標の章の教育条項で、教育、科学学説および研究における、人間と共同世界に対する責任に言及されることとなつた。ただし、国家目標からは、国家に対する直接的請求権を引き出すことはできないと、明文で規定されている。

(五) 永続可能性評議会

最後に、ザンクト・ガレン新憲法に採用されなかつた、興味ある提案に言及しておきたい。それは、意見表明手続きにおいて、意見表明草案に欠如しているもの、付け加えるべきものは何かとの問い合わせに対し、ある環境保護団体によって提出された提案である。第七章「官庁」に関する提案で、永続可能性の利益に関する権限を有する、「永続可能性評議会」を導入すべきだというものである。言うまでもなくこれは、エコロジー評議会の別言であつた。

エコロジー評議会、永続可能性評議会および未来評議会設置に関する提案は、チューリヒおよびバーゼル都市部

の憲法改正のなかでも見られたが、ここでも結果的には退けられた。⁽⁴⁸⁾

おわりに

本稿は、「ヨーロッパの心室」というヘーベルの引用から始められた。稿を閉じるに当たつて、スイスのエコロジー憲法の血液がどのようにヨーロッパに送り出されているかを確認しておく必要がある。

まず将来世代に対する責任については、ドイツ、オーストリアの憲法にも確認することができる。ドイツについては、旧東ドイツの新五州の憲法のほか、九四年の基本法改正で導入された国家目標としての環境保護規定も、「将来世代の利益のためにも「自然的生活基盤を保護する」と規定した。⁽⁴⁹⁾ オーストリアでは、「将来世代の権利の保護に関する連邦憲法律」制定の動きがあることは、同国の憲法法源のユニータさに由来するとは言え興味深い。⁽⁵⁰⁾ なおオーストリアの代表的な憲法教科書のひとつは、自然と将来世代の固有権に関し一節を割り当てる構成をとつており、画期的である。国際社会においても、ユネスコ総会で九七年、「将来世代に対する現在世代の責任に関する宣言」が採択された。インターナショナル・カウンシルによる「人間の責任に関する世界宣言」もここで引用するに値するであろう。⁽⁵¹⁾

つぎにエコロジー評議会については、上述のビンスヴァンガーラの構想に関連するいくつかの動向を指摘することができる。第一に、注⁽³¹⁾記載のヴェブラーがエコロジー評議会の性格を説明するのに言及している、オーストリアの「環境代理人」制度である。⁽⁵²⁾ 第二に、ドイツにおいて、統一後の基本法改正のなかで主張されそこでは退けられたが、現在改めてエコロジー評議会の設置に関する基本法改正が公法学者によつて提案されていることである。⁽⁵³⁾

第111に、ヨーロッパ連合へのエコロジー評議会設置の構想である。「ヨーロッパ連合の環境連合への拡大」、「条約のグリーン化」「「条約のエコロジー化」などのスローガンのもと、学術的な提言として、およびヨーロッパ議会選挙における各政党のヨーロッパ政策として、それは見られる¹⁰。さらに第四に、国際社会のレベルにおける類似の構想である。将来世代後見人事務所の設置を求める国連決議に向けた動向や、国連将来世代高等弁務官創設の提唱がそれである。¹¹このよべし、エコロジー評議会の設置構想は、ドイツ、ヨーロッパ連合のレベル、さらに国際社会のレベルでも、議論のたがまりが見られる。

なお、スイスのカントン（フランス語圏）、ヴォー（ヴァーヴ）の新憲法（1999年）には、「将来問題に関する委員会（organe de prospective=Gremium für Zukunftsfragen）」の規定がおかれた。これは未来評議会を掲げた最初の憲法との評価である¹²。その意義等については、他のカントン憲法についての検討とあわせ、今後の課題とした¹³。

注

- (1) Häberle, Peter, Die Kunst der kantonalen Verfassungsgebung - das Beispiel einer Totalrevision in St. Gallen (1996), in: Jahrbuch des öffentlichen Rechts der Gegenwart 47 (1999), S. 149ff. und in: ders., Europäische Verfassungslehre in Einzeldiskussionen, Baden-Baden 1999, S. 316 ff.
- (2) 廣松涉ほか編『岩波哲學・思想事典』岩波書店一九九八年一五一頁（石弘之執筆）。
- (3) 木田元ほか編『コノサイス20世紀思想事典（第一版）』三省堂一九九七年一七〇頁以下（里深文彦執筆）。
- (4) 高木仁三郎『「まほ自然をくみるか（増補新版）』白水社一九九八年一一一頁。
- (5) Steinberg, Rudolf, Der ökologische Verfassungsstaat, Frankfurt am Main 1998; Bosseleman, Klaus, Der Ökologische Rechtsstaat—Versuch

イスにおけるエコロジー憲法の展開（前原）

- einer Standortbestimmung, in : Baumeister, Hubertus (Hrsg.), Wege zum Ökologischen Rechtsstaat, Taunusstein 1994, S. 53ff. ; ders., Ökologische Grundrechte, Baden-Baden 1998, S. 47ff.
- (6) Nuspilger, Kurt, Wechselwirkung zwischen neueren Kantonsverfassungen und der Bundesverfassung, in : Zimmerli, Ulrich (Hrsg.), Die neue Bundesverfassung : Konsequenzen für Praxis und Wissenschaft / Berner Tage für die Juristische Praxis, Bern 2000, S. 63 ff.
- (7) Bolz, Urs / Kälin, Walter, Die neue Verfassung des Kantons Berns, in : Kälin / Bolz, Handbuch des bernischen Verfassungsrechts, Bern 1995, S. 6.
- (8) Saladin, Peter, Umweltverfassung, in : Kälin / Bolz, a. a. O., S. 71 ff.
- (9) 小林武「スイス連邦憲法典の現況—一九八四年四月一日以降に施された部分改正と結果しなかった部分改正提案」『南山法学』一七巻四号一八二三頁以下。「被遺物」いう訛語を筆者が選択する理由は、それが非生物をも含むか否かが議論の対象となるべきである。
- (10) Stitter, Beat, «Würde der Kreatur» Zur Deutung und zur ethischen Begründung eines neuen Verfassungsprinzips, Neue Zürcher Zeitung vom 27. / 28.5. 1995, S. 17. Praetorius, Ina / Saladin, Die Würde der Kreatur (Art. 24 novies Abs. 3 BV), Herausgegeben vom Bundesamt für Umwelt, Wald und Landschaft, Bern 1996, S. 43.
- (11) 清宮国郎『憲法』〔第二版〕有斐閣一九七九年七頁。
- (12) 小林『現代スイス憲法』法律文化社一九八九年二二頁、樋口陽一『憲法（改訂版）』創文社一九九八年六頁、『現代法律学全集2憲法』一青林書院一九九八年一三頁。いのいにつけではまだvgl. Dreier, Horst, in : ders. (Hrsg.), Grundgesetz-Kommentar, Bd. 1, 1996, Art. 11 Rn. 63. ナイターは、基本法における人間の尊厳の保障の射程について検討し、倫理的動物保護の理念が憲法的意義を有する場合について、宗教的に動機づけられた蓄疑と、学術研究における動物実験の制限について論じている。
- (13) Praetorius / Saladin, a. a. O., S. 50ff. ; Saladin / Leimbacher, Mensch und Natur : Herausforderung für die Rechspolitik. Rechte der Natur

und künftiger Generationen, in : Däubler-Gmelin, Herta / Adlerstein, W.(Hrsg.), Menschen-gerecht, 1986, S. 195f.
Praetorius / Saladin, a. a. O., S. 59.

説

論

- (14) Praetorius / Saladin, a. a. O., S. 59.
- (15) Fleiner, Thomas, Das Tier in der Bundesverfassung, in : Goetschel, Antonie F. (Hrsg.), Recht und Tierschutz, Bern u.a. 1993, S.29ff.
- (16) 被造物の尊厳の内容と射程について、紙幅の関係で参照拙稿「ベーベ憲法とクロッパー」森田安一編『岐路に立つベーベ』刀水書房二〇〇一年一一一頁以下。
- (17) ケルツ=マリナーの改憲私案について、小林前掲書一四九頁以下参照。全訳は同「A・ケルツ=マリナー・マリナーによる新スイス連邦憲法草案（一九八四年）〔訳証〕」『瑞士法学』九卷一号八五頁以下。
- (18) Saladin / Zenger, Christoph Andreas, Rechte künftiger Generationen, Basel 1988; Saladin, Die Kunst der Verfassungsneuerung, Basel 1998, S. 273ff.
- (19) Saladin, Menscheurechte und Menscheupflichten, in : Böckenförde, Ernst-Wolfgang / Spieemann, R., Menschenrechte und Menschenwürde, Stuttgart 1987, S. 267 ff.; und in : Saladin, a. a. O., S. 67 ff.; ders., Verantwortung als Staatsprinzip, Bern 1984. 参照バハバ・ミナバ（加藤恒武論）『貴仕え バハ原理』東信謹一〇〇〇年。
- (20) 親と子の關係に関するサハナ・イハの「親の教育権について」が筆者によって紹介されたことがある。参照拙稿「親の教育権の概念規定に関する一侧面—西ドイツにおける論争を契機として」『長崎総合科学大学紀要』二〇〇卷一号一八五頁以下。
- (21) その具体的な内容については参照拙稿「未来の世代の権利・序説—ドイツ統一の憲法構想に見る現代憲法思想の一課題」『平和文化研究』（長崎総合科学大学・長崎平和文化研究所）第一五集四五頁以下、「未来の世代と憲法」「ナガサキの平和学』八朔社一九九六年一五八頁以下。
- (22) Vgl. z. B. Kloepfer, Michael, Langzeitverantwortung im Umweltstaat, in : Gethmann, Carl Friedrich / ders., Nutzinger, Hans G., Langzeitverantwortung im Umweltstaat, Bonn 1993, S. 28; ders., Langzeitverantwortung im Umweltstaat (Zusammenfassung), in : ders. (Hrsg.),

Umweltstaat als Zukunft, Bonn 1994, S. 192.

小林祐「ベーベ新憲法論述・論議」『毎日出版社』1991年。

(23) Entenzzeller, Bernhard, Konzept und Gründe der Verfassungsreform, Aktuelle Juristische Praxis 6/99, S.647 ff.

(24) Mader, Luzius, Die Sozial- und Umweltverfassung, Aktuelle Juristische Praxis 6/99, S.698 ff.

(25) Eidgenössisches Justiz- und Polizeidepartment, Reform der Bundesverfassung : Ergebnisse des Vernehmlassungsverfahrens, 1996, S. 37, 110 ff.

(26) Botschaft über eine neue Bundesverfassung vom 20. November 1996, S.124.

(27) A. a. O., S.589 ff.

(28) Reform der Bundesverfassung : Entwürfe der Verfassungskommissionen der eidgenössischen Räte.

(29) Botschaft über eine neue Bundesverfassung vom 20. November 1996, S.172 f.

(30) Binswanger, Hans Christoph, Nachhaltigkeit und Verfassung, Zeitschrift für Kultur, Politik, Kirche(Reformatio) 1996, S. 300ff. Vgl. Wepler, Claus, Umweltschutz und politische Entscheidungsprozesse — Zu den institutionellen Bedingungen einer nachhaltigen Entwicklung : IWO-DiskussionsbeitragNr.24, St. Gallen 1995, S.599ff.

(31) Bertschi, Martin / Gächter, Thomas, Schöne Worte?, in : Bertschi / Gächter (Hrsg.), Neue Akzente in der «nachgeführten» Bundesverfassung, Zürich 2000, S.3 ff.

(32) 新連邦憲法制定後に法學的の意見交換に寄与するため、発表された、「自然国家」「ヒューマン的立憲国家」を掲げた草案化された憲法構想がある。Vgl. Söhnlein, Bernd, Rechtsstaat und Naturstaat - ein hörzerne Eisen?, in : Sitter-Liver (Hrsg.), Herausforderungen der Verfassung, Freiburg, Schweiz 1999, S.573ff. 本報のヒューマン法思想のヒューマン性を表現する「ヒューマニズム」、一九八八年のベルンヒューマニズム憲法の「一九九八年版憲法」などからややこしいた異色の憲法草案、ルード・トーネル・バカールペ

ト・ト・ト・マ・「く・ニ・カ・ム・ト・ト・ト・・・・・・・」 構成が興味深々。 Scarpatetti, Beat von, Helvetische ökologische Verfassung, Basel 1998. 総監修編 「ス・ベ・ラ・総監修のハ・ロ・ハ・一・般法構造の範囲・範解」 [映像編成付大判・影印] 国〇巻 | 甲 | 丁 | 増改 | 1.2.

- (34) Erläuterungen zum Vernehmlassungsentwurf der Verfassungskommission vom 1. Juli 1998 für eine neue Verfassung des Kantons St.Gallen, Griffel, a. a. O., S. 30f.
- (35) Griffel, Alain, Die Grundprinzipien des schweizerischen Umweltrechts, Zürich 2001, S. 9ff.
- (36) Rausch, Heribert, Umwelt und Raumplanung, in: Thürrer, Daniel, u. a. (Hrsg.), Verfassungsrecht der Schweiz, Zürich 2001, S. 918.
- (37) Griffel, a. a. O., S. 232.
- (38) Kähn/Bolz(Hrsg.), a. a. O., S. 232.
- (39) Häberle, Die Verfassung im Kontext, in: Thürrer, a.a.O., S. 28; ies., Die total revisierte Bundesverfassung der Schweiz von 1999/2000, in: Geis, Max-Emanuel/Lorenz, Dieter(Hrsg.), Staat · Kirche · Verwaltung: Festschrift für Hartmut Maurer zum 70. Geburtstag, München 2001, S. 938.
- (40) Häfelin, Ulrich/Haller, Walter, Schweizerisches Bundesstaatsrecht, 5. Auflage, Zürich 2001, S. 68.
- (41) Saladin, Umweltverfassung, in: Kähn/Bolz(Hrsg.), a. a. O., S. 71.
- (42) Häfelin/Haller, a. a. O., S. 69.
- (43) Rhinow, René, Die Bundesverfassung 2000, Basel u. a. 2000, S. 102.
- (44) Sulser, Monique, Aufbau und Grundsatzartikel, in: Fleiner, Thomas u. a. (Hrsg.), Die neue schweizerische Bundesverfassung, Bâle u. a. 2000, S.29. 「人間の責任と権力の世界構造」 と「こゝれ」 総監修編 「半永久人権憲法と50周年の慶祝－半永久責任の国際構造の範囲」 [映像編成付研究版] (映像・和研究版) 第11回 | 増改 | 1.2.
- (45) Vgl. Arbeitsgruppe der Grünen Fraktion, Eine Grüne Verfassung für den Kanton Zürich; Neue Zürcher Zeitung, 27. 09. 2002, S. 50; Der

Zürcher Oberlander, 27. 09. 2002, S. 21.; BAnR:3088. Zwischenbericht der Verfassungsratskommission Behörden (Mehrheitsbericht) zum Thema Verankerung eines Prospektivograms in der Verfassung

- (46) 参照拙稿「ドイツ語圏の人口減少憲法構想の動向」[平和文化研究]111集四九頁以下、「ドイツにおける人口減少憲法構想」[法律時報]七三巻六号六〇頁以下。なおレーベンの文献コレクションのなかある。Schubert, Jörg, Das »Prinzip Verantwortung« als verfassungsstaatliches Rechtsprinzip, Baden-Baden 1998; Häberle, Ein Verfassungsrecht für künftige Generationen - Die andere Form des Gesellschaftsvertrages: der Generationenvertrag, in: Ruland, Franz u. a. (Hrsg.), Verfassung, Theorie und Praxis des Sozialstaats: Festschrift für Hans F. Zacher zum 70. Geburtstag, Heidelberg 1998, S.21ff.

(47) 參照注³³拙稿。

(48) Pernthaler, Peter, Allgemeine Staatslehre und Verfassungslehre, zweite, völlig neubearbeitete Auflage, Wien 1996, S. 271 ff.

(49) 參照注³⁴拙稿。

(50) むしろ、ホーベークトの制度やホテル的な位置にあるべきである。その血が注る前掲のハーバー一編文のよう、Barbian, Thomas, Innovative Umweltpolitik Qua Verfahren: Die Institution des Österreichischen Umweltrats, Zeitschrift für Umweltpolitik & Umweltrecht, 1992, H.2, S.187ff.; Zilleben, Horst, Die Modernisierung der Demokratie im Zeichen der Umweltproblematik, in: Prittwitz, Volker von, Umweltpolitik als Modernisierungsprozeß, Opladen 1993, S.81ff. Vgl. Schäfer, Erich, Umweltanwaltschaft und Umweltkontrolle, Bundesministerium für Umwelt, Jugend und Familie: ReportsUBA-93-081, Wien 1993; Zwanzig, Günter W., Umweltanwaltschaft: Österreichischer Beitrag zur Lösung von Umweltkonflikten, Natur und Landschaft 1986, S. 394 ff.

(51) Rux, Johannes, Der ökologische Rat — Ein Vorschlag zur Änderung des Grundgesetzes, in: Stiftung für die Rechte zukünftiger Generationen (Hrsg.), Handbuch Generationengerechtigkeit, München 2003, S. 471ff. 勘察の余訳は参照注³⁵拙稿。

(52) Calliess, Christian, Ökologisierung des EWG-Vertrages, in : Baumeister(Hrsg.), a. a. O. , S. 71 ff. ; Rengeling, Hans-Werner, Zum

記
Unweltverfassungsrecht der Europäischen Union - Überlegungen zur »Europäischen Umweltunion «, in : Ipsen, Jörn u. a. (Hrsg.),
Verfassungsrecht im Wandel, Köln u. a. 1995, S. 469 ff.; Wepler, Europäische Umweltpolitik, Marburg 1999.

- 論
(53) Agius, Emmanuel / Salvino Busuttil ed., Future Generations and International Law, London 1998.
(54) Unteregger, Robert, Wie wird Langzeit-orientierte Politik institutionell möglich?, in : Sitter-Liver (Hrsg.), a. a. O., S. 599 ff.